

同一労働 同一賃金 自主点検結果

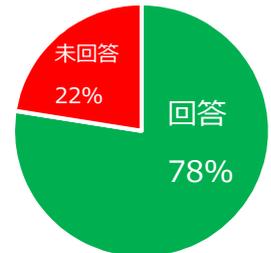
手当、賞与等について、通常の労働者（正社員）には支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない場合には、「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」及び「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」をもとに点検し、改善の取組を進めましょう。

1 点検期間

令和2年5月25日～同年6月18日

2 対象事業者数、回答事業者数、回答率

- (1) 対象事業者数 663（岐阜県内の労働者数 101 人～300 人の事業者）
- (2) 回答事業者数 514
- (3) 回答率 78%



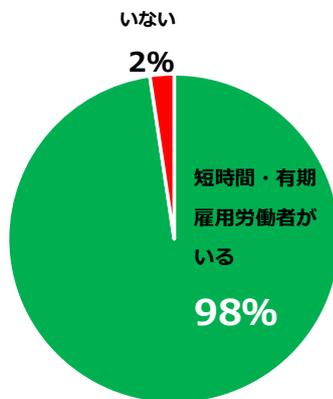
3 点検方法

別添の「同一労働同一賃金 点検票」等を郵送して、FAX 等にて回答を得たもの。

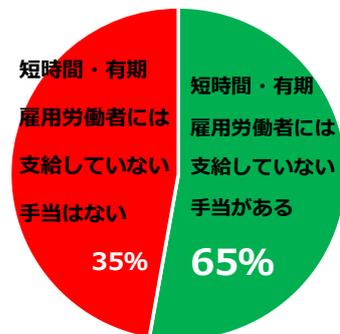
4 点検結果 () は割合 (%) である

- (1)～(3)は回答事業者数 514 に対する割合 (%) である。
- (4)～(7)は短時間・有期雇用労働者数があると回答した事業者数 502 に対する割合 (%) である。
- (8)、(9)は対象事業者数 663 に対する割合 (%) である。

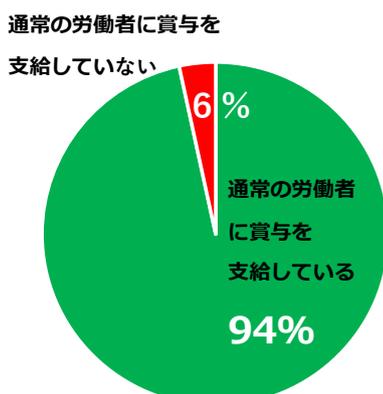
(1) 短時間・有期雇用労働者がいる事業者数 502 (98%)



(2) 通常の労働者（正社員）には支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない手当が有る事業者数 324 (65%)

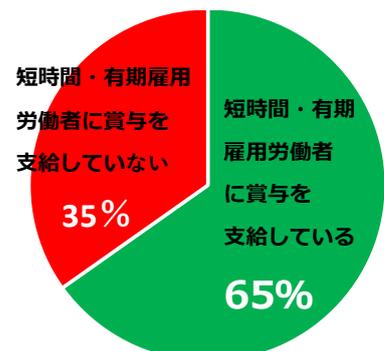


(3) 通常の労働者（正社員）に賞与を支給している事業場数 485 (94%)



(4) 短時間・有期雇用労働者に賞与を支給している事業場数 327 (65%)

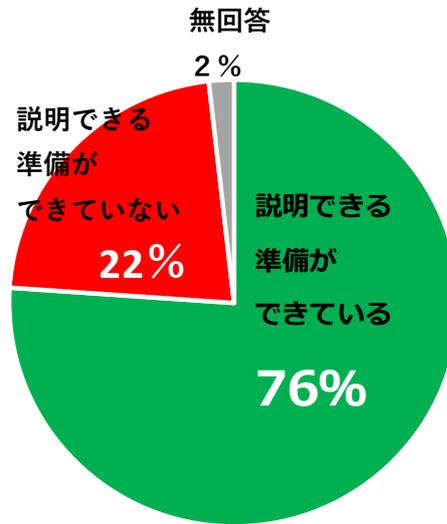
(5) 短時間・有期雇用労働者に賞与を支給していない事業場数 175 (35%)



(6) 短時間・有期雇用労働法第 14 条第 2 項（事業主が講ずる措置の内容等の説明）

短時間・有期雇用労働者から、通常の労働者（正社員）との 手当・賞与等の、待遇の相違 について、
尋ねられた場合に、その支給基準や職務の内容等に基づき、

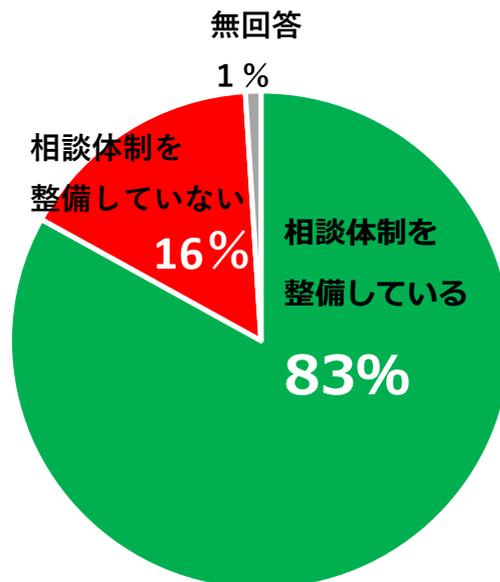
① 相違理由 を説明できる 準備ができていない事業者数	382 (76%)
② 相違理由 を説明できる 準備ができていない事業者数	111 (22%)
③ 無回答	9 (2%)



(7) 短時間・有期雇用労働法第 16 条（相談のための体制の整備）

短時間・有期雇用労働者からの苦情・相談に応じ、適切に対応するための

① 相談体制 を整備している事業者数	417 (83%)
② 相談体制 を整備していない事業者数	80 (16%)
③ 無回答	5 (1%)



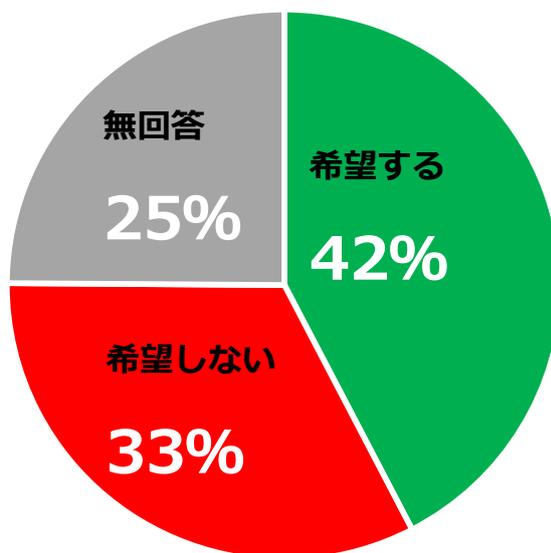
(8) 岐阜労働局主催の「働き方改革関連法（同一労働同一賃金、ハラスメント対策等）説明会」の開催を

希望する事業場数 281 (42%)

開催時期	6月以降	16 (6%)	7月以降	57 (20%)	8月以降	37 (13%)	9月以降	36 (13%)
	10月以降	39 (14%)	11月以降	5 (2%)	12月以降	4 (1%)	時期希望なし	87 (31%)

希望しない事業場数 217 (33%)

無回答の事業場数 165 (25%)



(9) 同一労働 同一賃金等の働き方改革に対して、社会保険労務士や中小企業診断士等による出張相談やアドバイスを無料で行う「ぎふ働き方改革推進センター」の利用を

希望する事業場数 56 (8%)

希望しない事業場数 442 (67%)

無回答の事業場数 165 (25%)

